

加西市公契約条例に関するお知らせ

件 名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

この業務は、加西市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	・ 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者）
対象とならない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・ 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・ 業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。

○ 労務報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労務報酬下限額といい、労務報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労務報酬下限額	1,106 円
---------	---------

※ 基準額と労働の対価の計算表は、加西市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加西市か受注者に申し出ることができます。申出書は加西市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
加西市総務部管財課	〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 (加西市役所本庁舎 3 階)	0790-42-8704